

# 内閣文庫蔵『胡琴教録』（荻生徂徠校正本、乾坤二冊）について

— 伝本研究・本文校訂に向けての覚書 —

森 下 要 治

## はじめに

中原有安の談話を集成した琵琶作法書である『胡琴教録』は、近代以降、源経信を始めとする院政期の楽人や鴨長明の伝記資料として利用されてきた。そしてその研究のほとんどは、従来、群書類従所収の漢字交じり平仮名本によってなされてきている。平成七年三月に、宮内庁書陵部蔵伏見宮家旧蔵本（以下、伏見宮本）が図書寮叢刊の一冊として『伏見宮旧蔵楽書集成 二』に翻刻紹介され、群書類従の本文の相対化が可能となった。今後の『胡琴教録』研究において是非とも参看すべきものであるが、この伏見宮本も、なお独自の錯誤を少なからず有しており、群書類従所収本と引き較べての利用が必要である。伏見宮本は、図書寮叢刊解題に述べるように群書類従所収本と「同系本」、加えて類従本系に見られる書写奥書の

花押が、群書類従所収本に「在判」とあるところ、伏見宮本の花押は「写してはないとみられ」、「類従本系の祖本と考えられる」とも言われる有力な本文ではあるが、それでもこれによって群書類従所収本が無用となったわけではないのである。

なお『胡琴教録』には猪熊信男氏旧蔵真名宣命書本（以下、猪熊本）の存在が知られ、早くに山田孝雄氏の解説を付して『胡琴教録下』として複製されている（古典保存会）。「胡琴教録」の本来の形は恐らく真名書であり、原態の面影を残すであろう猪熊本の存在は極めて貴重だが、現在その所在が知られず、加えて下巻のみの残欠本であり、利用にも自ずと限界がある。

要するに『胡琴教録』研究において今のところ圧倒的に優位の本が存在するわけではなく、従って必然的に現存諸伝本の調査・検討が急務であろうと考えられるのである。

こうした問題意識に基づいて、『胡琴教録』の伝本研究が展開されなければならない。そしてそれは、『胡琴教録』に関する基礎的研究の重要な柱の一つとなるはずである。本来ならば悉皆調査に基づく総合的な報告がなされるべきだが、その実現には少なからぬ時日を要することが予想される。その一方で、翻刻紹介された「同系本」と言われる仮名書二本の、その「同系」の度合いを、別の一本との比較・相対化によって明らかにすることが、ある程度までは可能であろう。そうした諸点を考慮して、本稿では検討上の不完全な形ながら、伝本研究の一階梯として内閣文庫所蔵の一本を紹介・検討することとし、併せて『胡琴教録』本文研究の方法を模索したい。

内閣文庫には群書類従所収本を含めて四本の『胡琴教録』伝本が所蔵されている（うち一本は抄出本）。このうち特に注目されるのが、ここに紹介する「荻生徂徠校正本」（改訂内閣文庫国書分類目録による。以下、徂徠校正本）乾坤二冊である。

まず書誌について簡単に述べておけば次の通りである。国立公文書館内閣文庫所蔵、第一九九函第一五〇号。袋綴装乾坤二冊の写本。法量は、二冊とも縦二六・三釐、横一八・六釐。丁数はそれぞれ、乾坤五十丁（墨付、巻頭に遊紙一丁）、坤冊三十五丁（同、遊紙無）。

一面十一行で、各行およそ二十字前後で記されている。漢字交じりの平仮名書であるが、全体としてその変体仮名は、字母の漢字の形態を強く残しており、一見して生硬な印象を受ける。流麗な書体ではない。「昌平坂学問所」「浅草文庫」「日本政府図書」などの蔵書印がある。また全冊にわたって比較的詳細な朱による書き入れがある。坤冊末尾に物部茂卿（徂徠の本姓・字）署名校語が記され、その直前には前記仮名書二本と同様に「左近少将在判」の書写奥書がある。恐らくはこれも群書類従所収本と「同系本」と判断されよう。茂卿署名校語を次に引用しておく。

右胡琴教録二巻の内、朱にて句をきりたる所、文字をなをしたる所、真名を付たる所、又詞のあとさきをなをしたる所、他本をもてかうかへたるにあらず、みな茂卿かわたくしの案なり、此書はしめは真名なりけるを、中比うさきの姿といふ様なる類の仮名になをしたるにや、そのなをしのこりの所々に有にてしかおほゆるなり、夏の比、大神景豊の件（ママ、「許」カ）より乞かりて元喬して写し留ぬ、校合の序に心の行所はかり、本書は其まゝながら傍にしるしつく、わか国の文にせまく、また此道

につたなければ、却て可笑敷事も有へし、  
又裏書曰といふより末、みな筆の事

なり、又清角調といふは平調のことく調

へて、一を雙調にし、乙を神仙にしらへ

たるなり、かうかへぬ人もあるへけれ（ママ、「は」欠カ）

こゝにするす、

享保三甲戌冬十月

物部茂卿

ここに述べるところを分節すると、おおよそ次のようにならう。

1、本書に徂徠が加えた校訂の様態（凡例）。

2、本書の原態についての考察。

3、本書の書写経緯。

4、一般的な謙辞。

5、「裏書」の筆のこと、また清角調について。

本書の価値を見定めるためにも、まずその書写経緯から考えたい。

書写に際しての親本は、「大神景豊」所持の本。「景豊」については

未だ確実な調査が及ばないが、平安以来続く菜家大神氏ゆかりの

者であろう。『地下家伝』十三の「山井 大神氏」に「景次男」と

してその名が見える。この点は『系図纂要』の記述とも合致する。

また『系図纂要』には父・景次に「在江戸」との注記が見えるので、

父の代から江戸に居を構えたものであろうか。更に『地下家伝』は

景豊が、従四位上に叙せられた享保四年（一七一九）、四十八歳で

あったことを伝えているので、それによれば徂徠と景豊はほぼ同年

代ということにならう（この点、元文四年（一七三九）の景豊の没

年齢を『地下家伝』は六十八歳、『系図纂要』は八十八歳と伝えて

おり、両者に齟齬が見られる。ただし『地下家伝』は景豊の生年を

併せ記し、没年齢とのあいだに矛盾が生じないので、『地下家伝』

の記事に信をおいてよからうと思う。それを享保三年（一七一八）

「夏の比」徂徠が借り受け、「元喬」すなわち服部南郭に書写させ

たものであるという。そしてこれに徂徠が「朱にて句をきりたる」

「文字をなをしたる」「真名を付たる」「詞のあとさをなをしたる」

など「わたくしの案」によって校訂を加え、さらにこの校語を記し

たのであろう。そうすると本文・校訂注記・校語の三つのレヴェル

の本文が服部南郭と荻生徂徠の筆跡で徂徠校正本を構成しているこ

とになる。しかし実際のところは本文・校訂注記・校語ともすべて

一筆と見られ、徂徠の校訂からさらに転写を経たものであると判明

する。また佐久間洞巖宛の徂徠長文書簡（弘文荘古書販売目録「日

本の自筆本」第二集掲載）の自筆署名と徂徠校正本校語の署名とを

比較すれば、その筆跡の差異が明瞭であるし（ことに「茂卿」の

「卿」字においてその書体の違いが著しい）、加えて右に掲げた校

語のうちに明らかな誤写が見えることも、さらなる転写を経たもの

であるとの判断を補強する。但し、転写の時期が何時ごろであるか

を知る手掛かりは、今のところ見出しえない。

しかし校語の内容については、不審とすべき部分はない。享保三年といえ、徂徠五十二歳。前年には主著の一つ『弁道』を著し、いわゆる「徂徠学」が形をなす時期である。享保年間と重なる五十歳代以降、「礼楽」の復興が徂徠のテーマの重要な位置を占めてくるとされており、また吉川幸次郎氏によれば、彼は「中国の「楽」の遺存として、日本の雅楽の練習に熱心であった」とも言われている。そうした時期に『胡琴教録』を徂徠が弟子に書写させているのは、ごく自然なことと考えられる。また右の校語において、すでに『胡琴教録』の原形態を推測する文言が見えているが、その的確さも、碩学の慧眼として、徂徠に似つかわしく思われる。

なお前記『胡琴教録』下』解説には、神宮文庫所蔵の物部茂卿の跋を持つ本について触れている。そこには右の校語の一部が引用されており、これを見る限り内閣文庫蔵本の親本かとも思われ、本来ならばこの伝本についても取り上げるべきであるが、未だ実見に及ばない。今後の調査検討課題としてここに記し、今しばらくは内閣文庫蔵本についての検討を続けたい。

## 二

徂徠校正本が転写本であると分かれば、次に問題となるのが全冊にわたる朱の書き入れと、校語にいう徂徠の校訂との関係である。

徂徠校正本に朱の書き入れが存するからと言っても、それが徂徠の

注記そのものであるとは断定できない。書写者の転写態度によっては、親本の朱注を墨書の本文に組み込んで、あるいは朱注によって本文を改変して書写した可能性を否定しえないからである。けれども結論から述べれば、現存の朱の書き入れは、徂徠の朱による校訂注記が十分に反映しているものと考えられる。

朱の書き入れの実際をいくつか例示する。

本書上巻第七篇「諸調子品」の冒頭近くの文である。

仰云、このほかまたつくる事ありあたらしきしらへをや、

(乾冊二十丁裏六・七行。読点は朱、以下同じ)

ちなみにこの箇所、伏見宮本とは異同なく、群書類従本も「ほか」を「外」と漢字表記する以外には異同がない。

この部分の右傍らに記された朱注には「此外又有作新譜乎哉 本書如此ナルヘシ」とある。真名の本文が仮名に訓み下されたさいに生じたであろう本文の錯誤を、もとの真名文の形を復元することで改めようとしている。注の有りようとしては、校語にいうところの「詞のあとさきをなしたる所」に該当しようか。また「本書如此ナルヘシ」の「如此」とは、そうした訓み下しの誤りによる本文の錯誤が少なからず存することを端的に述べたものだろう。すなわち、もとの真名書の本文を復元してみせるといふこの箇所の注記のありかたと施注者の『胡琴教録』に関する認識とは反転した関係にあるのだが、その『胡琴教録』についての認識は、校語に述べる「此書

はじめは真名なりけるを中比うさきの裘といふ様な類の仮名にな  
をしたる」という、例の鋭い指摘と軌を一にするものと思われる。  
「うさきの裘」といった比喩で何を言おうとするのか定かでないが、  
ある種の蔑みを感じられなくもない。不当な訓み下しに対する不満  
や憤りを表しているのだろうか。

もつとも、注記のなかにこうした例はごく少なく、多くは次に掲  
げるように誤脱等の推定・訂正や振り仮名・振り漢字といった単純  
なものである。

・誤脱等の推定・指摘

あなかに秘するは、かくのこときのとか、あや

(乾二丁裏二行目、末尾の「あ」の右下に「ン」、「や」の

右傍に「也敷」と注記)

思にせめあるゝへからす

(乾八丁裏二行目、「に」の右傍に「やう脱敷」と注記)

・振り仮名・振り漢字

三にはこつはうある也

(乾二丁表五行目、「こつはう」の右傍に「骨法」と注記)

所謂妙寛房、所好也

(坤二丁表六行目、「所好」の中程左傍にレ点、「好」の右

傍に「コノム」と注記)

けりやうむらこのにはひのことし

(坤五丁裏一行目、「けりやう」に「假令」、「むらこ」に

「村濃」、「にはひ」に「匂」と、それぞれ右傍に注記)

今は任意に掲げたが、このような体裁で、ほとんどすべての丁に  
書き入れがなされている。しかし、他方で書き入れによって不審が  
生じる箇所もある。

いかやうにうむへきそや

(乾二十丁表九行目、「むへ」の中程右傍に「す脱」)

伏見宮本によって対応箇所を示すと次のようである。

いかやうにそむすへきそや

(上巻第七篇「諸調子品」)

恐らく伏見宮本の形が正しく、「存すべき」と読むべき本文であ  
ろう。徂徠校正本の注記の指示に従って校訂すれば「いかやうにう  
むすへきそや」となる。しかしこの箇所は、「うむす」とあっても  
意味をなさない。恐らくは本文転写のさいに字形の類似によって  
「そ」を「う」と見誤り、その上で注記をそのまま書き写したので  
あろう。こうした例によって見れば、朱の注記は、徂徠校正本転写  
以前に施されたもの(すなわち徂徠が書き入れたもの)を、転写に  
あたってそのままに写し取ったものと推定せざるをえない。転写の  
あとに加えられた注記であると仮定しても、「うむへき」の本文か  
ら「うむすへき」の「す」の脱落を論理的に導くことはほとんど不  
可能である。

また注記そのものにも誤写と見られる部分が存する。

この時には、轉手をかくして

〔乾十丁表二行目、「く」の右傍に「通歟」と注記〕

徂徠校正本の注記に従って「く」を「通」と入れ換えてみても、

この文意は通じない。この部分の対応箇所、伏見宮本には「この時には轉手をかへして」とある（群書類従所収本も同様）。この形の方が意味を取りやすい。本来「遍」を字母とする仮名文字「へ」が記されていたところを、転写のさいに「通」と誤読し、誤ったままに写し取ったために生じた誤りではないか。

こうして見てくると、徂徠校正本の朱による書き入れは、転写前からすでに存在していたものよりである。しかも注記の中味は茂卿署名校語に述べられた内容と齟齬しない。従ってこの朱の書き入れは、服部南郭に書写させた『胡琴教録』本文に徂徠が書き入れた校訂注記を、素直に、機械的に写し取ろうとしたものに違いないと考えておきたい。

なお『群書解題』は徂徠校正本を「荻生徂徠校合本」として紹介している。しかし徂徠の朱の書き入れに異文注記と見られるものはなく、基本的に校語にいう徂徠の「わたくしの案」によるものであろう。異文注記もあるにはあるが、すべて墨書によるものであって、徂徠が施した朱の注記とは別のものであろう。また徂徠校正本の書写態度や校語の内容に照らしても、大神景豊所持の本にすでに記されていたものと思われる。つまり徂徠が他本と突き合わせた形跡は

見られないのである。いわゆる「校合本」ではないことを確認しておく。

### 三

徂徠校正本には、転写によって本文にも注記にもさらなる誤写が生じている。本書の価値はこれによって、ある程度差し引いて考えなければならぬだろう。しかし機械的な書写であるがゆえに、少なくとも転写中に恣意的な改変が加えられた可能性も高くないはずである。よって、大神景豊が所持し、服部南郭が書写した本文（恐らくは、神宮文庫所蔵本の本文）の面影が、大きく損なわれてはいないと考えられる。そこで次に、徂徠校正本の『胡琴教録』本文そのものの位置づけについて考えたい。それによって同時に『胡琴教録』の本文研究の課題も、その一端が立ち現れると思う。

しかしながら、伏見宮本・群書類従所収本との単純な比較は、徂徠校正本を含めた三本の本文の関係を相対的に映し出すにすぎない。始めにも述べたように『胡琴教録』が本来的に真名書であったことを考えれば、現存する唯一の真名書本でありまた最古の写本でもある猪熊本を基準として、これと前記仮名書三本との距離を測定しつつ仮名書三本の位置関係を記述するのが、当面の便法たりえよう。ただし猪熊本にも独自の誤写と思しき箇所が存し、加えて下巻のみの残欠本である。従って、ここに採用する方法にも自ずと限界のあ

ることを前もって明記しておく。

『胡琴教録』は中原有安の談話集成というべきものであるから、まずその構成面、すなわち談話配列の異なりについて述べておく。

目録、あるいは一話以上の談話をテーマによってまとめた各篇の順序等、下巻は基本的に四本とも同様である。また目録に下巻二十四篇が示されるところ、実際には第二十三・二十四篇は本文を欠く点も、四本同様である。ただし仮名書三本が下巻末尾に、「裏書曰」として、主に筆についての故実を述べた談話をまとめて載せているのに対して、猪熊本ではその内容が、本文紙背の各所に分散している（山田孝雄氏によれば、もとの紙背は修補の際の裏打ちで隠され、当該箇所新たに付箋紙を貼りつけてこれに裏書を写し取っているという）。

また仮名書三本の上巻では、第十篇「楽曲」中の談話に、順序が前後する箇所が一箇所ある。仮に談話冒頭表現によって示せば、群書類従所収本では

又云。博玄入道云。垣代にたつ時。かきあはせをひく事有。

又云。比巴をもてかきしろにたつ時こじつあり。

とあるところが、伏見宮本・徂徠校正本では

又云。比巴をもてかきしろにたつ時、こしつあり、

又云、博玄入道云、かきしろにたつとき、かきあはせをひくこ

とあり、  
(徂徠校正本による)

の順序となっている。仮名書三本は「同系本」ではあるが、さらに細かく系統を見極める時の指標のひとつとなろうか。そうした意味で言えば、構成上、伏見宮本と徂徠校正本とは相近似し、群書類従所収本は若干遠い位置にあるとも考えられる。このほかには大差ない。

#### 四

仮名書三本に共通して、真名書の面影を最も色濃く残すのが、次に掲げる下巻第二十一篇「琵琶宝物」の「符葉」に関する談話である。まず猪熊本によって示す。

治部卿（信綱女）二条院（尔）祇候之時頗有嗚呼之氣因茲以他比巴号狩葉給之其時源少将通能相模前司信保大膳大夫濟綱并予等讀之寶物（へろ）令給（以外殊勝也）治部卿弥喜悅無極此四人依内々御氣色所平給也（伴比巴其源雛尾篋今列寶物有蓮華王院寶藏尔）其故（波）治部卿（乃）手（与利）住吉神主傳得神主後白河院（尔）進上云々（へへ内は割書、以下同じ）

この箇所を徂徠校正本の本文と比較すると、二重傍線部「以外殊勝也」を「以外勝事也」と作るほかは、付属語の小字を仮名書するのみで、目立つ異同がない。これに対して、南北朝期写とも群書類従本系の「祖本」とも言われる伏見宮本では、引用末尾の傍線部「傳得神主」の四字を欠き、「相模前司信保」の「保」字は欠損。

また前半の傍線部「讀之」を「讀云」とするなど少異を生している。群書類従所収本では、「傳傳神主」「保」の文字は見えるが、別に点線部「所平給也」を「所令給也」とし、また付屬語を示す小字の一部を欠いている。こうした部分によってみれば、伏見宮本と群書類従所収本とは一概に甲乙つけがたく、これに対して徂徠校正本が真名書の猪熊本にかなり近似しているとも言えよう。

同様のことは仮名書に傾斜した部分についても言いうる。例えば次に引用するのは、下巻第十一篇「彈玄上時用意」冒頭である。こゝも比較の基準として、まず猪熊本本文から引用する。

師説曰玄上へ乎可彈事有へる波彼可彈人前日懸新緒定事也  
近則九条右大臣殿兩度令彈給其時予參へる懸絃先度清暑堂御  
神楽令彈給へる時へ波前日子着衣冠參禁中へ膠曾久比柱木  
手拭等相具兼日右府依被語仰五位藏人光雅取出之(以下略)  
続いて、伏見宮本の対応本文を掲げる(ただし図書寮叢刊の注記は省略)。

師説云、玄上をひくへき事あらむには、かのひくへき事あらむにはかのひくへき前日、あたらしきおゝきたむる事也、ちかくはずなほち九条右大臣殿、ふたゝひくへかしめ給し時は、さきの日、子衣冠おきて禁中へまいるへ膠・そくひ・柱木手拭等相具之兼日かたりおほせらるゝによりて、五位藏人光雅、これをとりいたす、

説明を加える。右の伏見宮本本文に圈点を付した部分は、明らかに目移りによる衍字である。それに伴って、「可彈人」の「人」字が欠落している。そして猪熊本引用文中程に付した傍線部「其時」から「令彈給」まで、また終わり近くの「右府」が脱落している。図書寮叢刊解題に言うように、伏見宮本が群書類従所収本系の「祖本」であるならば、衍字部分はともかくとして、少なくとも脱落部分については後続の伝本によって引き継がれるはずである。徂徠校正本の対応箇所は次の通りである(ただし書き入れは説点のみ生かした)。

師説云、玄上を引へき事あらむには、かのひくへき人、前日あたらしきをゝ、きたむる事なり、ちかくは則九条右大臣殿、ふたゝひ令彈給、その時、予まいりて絃をかく、先度清暑堂御神楽ひかしめ給し時は、さきの日、子衣冠をきて、禁中へまいるへ膠そくひ柱木手拭等相具之兼日右府かたりおほせらるゝによりて、五位藏人光雅これをとり出す、

ごくわずかな異同を除けば、猪熊本を直接に訓み下したと言ってもよいほどにほとんど一致している。もはや引用はしないが、右の箇所の群書類従所収本本文は、伏見宮本よりも徂徠校正本にはるかに近い。またこれほど顕著でなくとも、例えば用語のレヴエルで伏見宮本と徂徠校正本とが異なるとき、徂徠校正本のはうが猪熊本に近似する例は、数えかたにもよるが数十箇所にのぼる。次にその一



部を示す(引用文はそれぞれ猪熊本・徂徠校正本・伏見宮本の順)。

1 是へ毛へ隨時へ比へ可依座事也(猪)

これも時にしたかひ座によるへき事也(徂)

これも時にしたかひ座によらざる事(伏)

(下巻第四「閑御簾御前」)

2 師説曰楽時管止へ良波へ聊必可早弾也(猪)

師説云、楽時、管止らは、いさゝか必可早弾也(徂)

師説云、楽時管止らは、いさゝか母(必)可早絃也(伏、ただし「母」を見せ消ち、「必」を傍書)

(同第五「相交管」)

3 同程へ尔へ弾へ波へ延へ多留へ様へ尔へ聞へ江弓へ白氣へ久

留也(猪)

おなし程にひけは、のひたるやうにきこえて、しらけくるなり(徂)

おなし程にひけは、のひたるやうにきこえてしらくる也(伏)

(同)

4 而教訓云如此之時楽可早吹(猪)

しかるに教訓にいはいはく、かくのことくの時、楽はやくふくへし(徂)

しかるに教訓にいはいはく、かくのことくの時、はやくふくへし(伏)

(同第八「随所用意」)

5 又痛へ久へ柔へ加尔弓へ無物氣へ岐へ有音へ波へ(猪)

又いたくやはらかにて、ものけなきこゑあらは(徂)

又わつらはしくやはらかにて、ものけなきこゑあらは(伏)

(同第十「随比巴用意」)

今は多く伏見宮本の誤りを並べた。ただ右の中でも、例えば3の例は、語法上は伏見宮本「しらくる」がよいのであろうが、やや不審な徂徠校正本「しらけくる」は、猪熊本「白氣へ久留也」のよいうな真名書がある意味で忠実に写し取った結果生じた本文と考えられる。これも徂徠校正本の真名書本との近さを示すものと考えておいてよい。

しかし伏見宮本と徂徠校正本との不一致箇所の全体を眺めると、伏見宮本の本文がより穩当である場合のほうがはるかに多い。また本文の大部分は徂徠校正本・群書類従所収本ともに伏見宮本と一致するのであって、伏見宮本の価値をことさらにおとしめようとしているのではない。構成上、伏見宮本と徂徠校正本とは似通っているけれども、本文の細部を見渡すと、徂徠校正本が伏見宮本を飛び越えて真名書本に近似する場合が少なからずあることを示したいのである。

## 五

要は「祖本」という言葉の解釈次第だが、図書寮叢刊解題では、

群書類従所収本と「同系本」に見られる書写奥書の花押が、伏見宮本の場合「写してではないとみられる」ことを決め手にして、これを「祖本」と位置づけている。恐らくはこれ以後に多くの派生本を生み出したものと本という意味で用いられているのであろう。

ここで問題の書写奥書を引用しつつ、「祖本」について考えてみたい。

以左近大夫将監中原光氏之秘本令書写之、秘書之間、荒涼之人有其憚、仍以女性令書之間、僻字等多、得其意追可書改之、

左近少将（花押）

伏見宮本より引用した。徂徠校正本・群書類従所収本ともに異同はない。

これによれば、親本は中原有安の孫かとも推定されている中原光氏所持の「秘書」であって、女性に書写させたものという。明らかに本文書写者である女性とは別人の、男性の立場によって記された内容である。図書寮叢刊解題では本文とこの奥書とは別筆とされており、奥書の内容とも符合する。奥書を含めての転写本であるならば本文と別筆である必要はないから、その意味においては、確かに「祖本」と考えておいてよからう。しかし伏見宮本を含めた現存仮名書諸本には、別に「祖本」と呼ぶべき本が存在したはずであろうと私は思量する。書写奥書に記された書写経緯について、同解題は次のように述べる。

光氏の秘本は、真名書きであったのか、仮名であったのか、両様考えられる。真名であったとしたら書写者が仮名に直したことになる、それ故に僻字多なのかも知れない。また女性に書かせたということを考え合わせれば、書写者が真名を読み下しながら写すというのは、かなり困難な作業であるから、すでに仮名本があり、これを写したとも考えられ、断定はできない。

慎重な述べかたであるが、現存伏見宮本を「書写者が真名を読み下しながら写」した本とする可能性はどうかであろうか。伏見宮本には「本のまゝ」「如本」などの注記が十一か所見受けられるが、そのほとんどが仮名書箇所への注記である。また前節に一例を示した伏見宮本の衍字部分も、仮名書部分はそのまゝ同じ仮名表記で繰り返された結果生じている。こうした状況を考えれば、伏見宮本の親本も、やはり仮名書本であったと見ておくほうがよいのではないか。群書類従所収本や徂徠校正本などにこの書写奥書が記される事実重いけれども、こうした後世の写本が猪熊本と一致して伏見宮本の誤謬を正すことも見逃せない。群書類従所収本や徂徠校正本は、「左近少将」署名書写奥書を伝えることによって大枠において伏見宮本を祖とするものと認められようが、転写の過程のいずれかの段階でかなり徹底した、しかも猪熊本のような真名書本もしくはそれに準ずる精度を持った仮名書本による校訂が加えられたはずである。単に「同系本」と言って済まされない、複雑な転写経緯を想定して

おくべきである。

結局本稿冒頭に述べた問題提起へと帰結するのであるが、より多くの伝本による本文の比較検討が必要となるのは、こうした事情による。

本稿で行った真名書本との突き合わせという方法には、前に述べたように、上巻を欠く猪熊本の現状から自ずと限界がある。『胡琴教録』をよりよく読むために、たとえ古写本でなくとも、真名書本の面影を残す完本が発見されなければならない。

## 六

その一方で、諸書に引用される形で残存する逸文の収集も有効な方法であろう。

例えば江戸前期に成立した『楽家録』巻九「比巴」には、『胡琴教録』の引用が二か所見える。いずれも真名表記であって、真名書本の本文を伝えるものと思われる。しかもこのうちの一例は上巻部分に対応本文を見出すことができる。

胡琴教録曰、抱<sub>二</sub>比巴<sub>一</sub>立<sub>三</sub>于牆代<sub>二</sub>之時有<sub>二</sub>故実<sub>一</sub>、出時拔<sub>レ</sub>撥、

入時挿<sub>レ</sub>撥<sub>云</sub> (第三十一「掛比巴之事」)

伏見宮本によって対応本文を示せば、次の通りである。

又云、比巴をもちてかきしろにたつ時こしつあり、いつるときははちをぬき、いるときははちをさす也、(上巻第十「楽曲」)。

群書類従所収本・徂徠校正本ともに異同なし)

またいま一例は、現存『胡琴教録』には見えない文である。

楽所預中原有安胡琴教録曰、比巴附物催馬楽風俗用<sub>レ</sub>之<sub>云</sub>

(第二十九「比巴附物之事」)

『楽家録』末尾には、同書編纂に際して参看された書目が一覧されており、『胡琴教録』の書名も記されている。加えて前者の引用が対応箇所を見出しうることを勘案すれば、この本文にしても、根拠無く記されたものとは考えられない。短絡的な推量は控えるが、問題は決して軽くないと思う。

ここでは手控えとして記すにとどめておくが、この他にも例えば『歌舞品目』には多量の引用が見られる。一々を挙例はしないが、上巻の引用は仮名書本から、また下巻は原則として真名書本からの引用となっている。それとともに、随所に『胡琴教録』を参看した痕跡が残っている。『胡琴教録』の享受の様態を明らかにしつつ、室町期から江戸期にかけて成立した楽書を中心に、残存する『胡琴教録』本文を調査・収集する必要がある。いわゆる文学作品の場合と同様に『胡琴教録』のような文献においても、こうした方法はそれなりに有効なものであろう。

## おわりに

かなりの紙幅を費やしたが、わずかのことしか言えなかった。

ただ、現行のテキストが孕む問題点とそれを安易に利用することの危うさを含めて、『胡琴教録』の本文研究が抱える課題は明らかにできたように思う。南北朝期に書写された伏見宮本の刊行は、『胡琴教録』を読むうえで貴重な資料の提供となったが、これによっても院政末期の中原有安の語り口との間になお開きがあるのは、始めに述べたとおりである。書写時期の古さと本文の質とは必ずしも共存しない。

しかしながら、その対策としてここに示した方法がどこまで通用するものであるか、必ずしも明確ではない。

まずは伝本悉皆調査を完了し、できるだけ早く総括的な報告にたどり着けるよう、検討を重ねてゆきたい。本稿はその実現のための、ささやかな覚書である。

注

1、「徂徠学案」（日本思想大系『获生徂徠』（昭和四十八年四月、岩波書店解説）による。

付記

获生徂徠校正本の利用に際して、国立公文書館内閣文庫当局のご厚意を忝くした。ここに記してお礼を申し上げる次第である。

—— もりした・ようじ、本学文学部助手 ——